

◆法人事業税の税率引下げと外形標準課税の拡大◆

資本金1億円超の普通法人の法人事業税の標準税率、地方法人特別税の税率が以下のように改正されます

改正に伴い法人事業税において、所得割の税率が引き下げられることにより、外形標準課税(付加価値割+資本割)の割合が拡大されます

事業年度開始日		現 行		改 正 案	
		平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	平成28年4月1日～	平成28年4月1日～	
法 人 事 業 税	付 加 価 値 割	0.72%	0.96%	1.20%	
	資 本 割	0.3%	0.4%	0.5%	
	所 得 割	年400万円以下の所得	3.1%(1.6%)	2.5%(0.9%)	1.9%(0.3%)
		年400万円超800万円以下の所得	4.6%(2.3%)	3.7%(1.4%)	2.7%(0.5%)
年800万円超の所得		6.0%(3.1%)	4.8%(1.9%)	3.6%(0.7%)	
地 方 法 人 特 別 税		93.50%	152.60%	414.20%	

- ・ 所得割の()内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率であり、当該税率の制限税率が標準税率の2倍(現行:1.2倍)に引き上げられます
- ・ 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率の適用はありません
- ・ 外形標準課税の対象法人(資本金1億円超の普通法人)以外については改正はありません
- ・ 平成29年4月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税は廃止され、所得割に還元されます